

攻めるオーナー経営者のための

2019年7月1日発行(毎月1日発行)第418号 1984年11月22日第3種郵便物誌

NIKKEI **TOP** LEADER 日経トップリーダー

2019 **7**
July

特集

ベスト・オブ 働き方改革

あなたの会社にはどれが効く？



特集

「倒産」というカードの切り方

民事再生法20年、蘇った会社が下した決断

心が折れない経営者のつくり方

黒いものが
白く見える恐ろしさ

佐々木常夫と読む城山三郎

風を読めない
リーダーは散る

助成金を活用して 働き方改革をチャンスに変える

厚生労働省の働き方改革助成金が充実している。人手不足で残業がさらに増えるという悪循環から抜け出すために、どんな制度が役立つかをTFPグループの岩佐孝彦代表に聞いた。



岩佐孝彦(いわさ たかひこ)
税理士法人、社会保険労務士法人を
持つTFPグループの代表兼CEO。中
小企業の税務・節税対策から労務対
策まで幅広く指導する。税理士、中
小企業診断士の資格を持つ

人手不足の中、ぎりぎりの人数で事業を続ける中小企業には、働き方改革で「有休を取る」「残業を抑える」ということの実現に戸惑う経営者が多いでしょう。働き方改革関連法の施行は、こうした経営者にとっては目をそらしたくない現実といえるかもしれません。

しかし、関連法への対応を「国が罰則を設けたから仕方がない」などと義務感だけで捉えるのは得策ではありません。

働き方改革に取り組みないと優秀な人材が集まらなくなりますが、自社の生産性が落ちて業績が下がり、もっと人を集めにくくなる。こんな負のスパイラルから決別するチャンスとして働き方改革を捉えるべきでしょう。

例えば、2019年4月1日か

らは中小企業も含めたすべての企業に対して、年次有給休暇を10日以上持つ社員が有休5日を取得できるようにすることが義務付けられました。

これは企業の生産性から見るとどういう意味を持つでしょうか。

ある企業の年間所定労働日数を仮に230日と仮定した場合、5日の有給休暇を取得すると2.2%の生産性低下になります。

1日8時間労働と考えれば、1日当たりわずか10分に当たります。儲けのない非効率な仕事、つまり作業を1日10分だけ減らすことができるれば、有休5日に対応できるわけです。

4月から新たな助成金

しかも、働き方改革を加速させるため、政府は取り組みをサポートする助成金を充実させています。

働き方改革から目を背けている経営者の皆さんは、こうした制度があることに気づくべきでしょう。

厚生労働省は19年4月から、「人材確保等支援助成金(働き方改革支援コース)」をスタートさせました。働き方改革のために労働者を

雇用して、人材配置の変更などによる現場の負担軽減を実現したら助成金を支給するものです。助成額は計画期間内に新たな労働者を雇用したら最大10人まで一人当たり60万円(短時間労働者は40万円)などです。

この助成金の支給を受けるには、一つ前提条件があります。従来から実施されている「時間外労働等改善助成金」の3コースとして「時間外労働上限設定コース」「勤務間インターバル導入コース」「職場意識改善コース」のいずれかの支給を既に受けていることです。

3コースのどれかを今から始める場合は「勤務間インターバル導入コース」が取り組みやすいと思います。

勤務間インターバルとは、次の勤務までに十分な休息を取ること。最低でも9時間(理想は11時間以上)の休息時間を確保するといった点を就業規則に定めます。午後10時まで残業をしたら11時間休み、翌朝は午前9時以降の出社となります。19年4月の働き方改革関連法施行で中小を含むあらゆる企業に対して導入促進の努力義務が盛

り込まれました。

勤務間インターバル導入の認定を受ければ、導入のための担当者研修、勤怠管理ソフトの導入といった経費の4分の3について助成が受けられます(上限は80万円、100万円)。

勤務時間を管理すれば、翌朝の勤務までの社員の休息を十分に取ることはそれほど難しくはないはずです。

21年4月から中小企業でも取

り組みが求められる「同一労働同一賃金」(46ページ参照)への対応に役立つ助成金もあります。17年4月から始まっている「キャリアアップ助成金」(諸手当制度共通化コース)です。

同一労働同一賃金は、正社員と有期契約社員など間で不合理な待遇の差を禁止するもの。困難な仕事をする正社員に特別手当を支給している場合、パートやアルバイトも同じ仕事をするならば同様

の手当を支給することが求められます。この制度では、正社員と有期契約社員など間で諸手当を共通化した場合に、中小企業では1事業所当たり38万円の助成が受けられます。

人手不足のプラス面

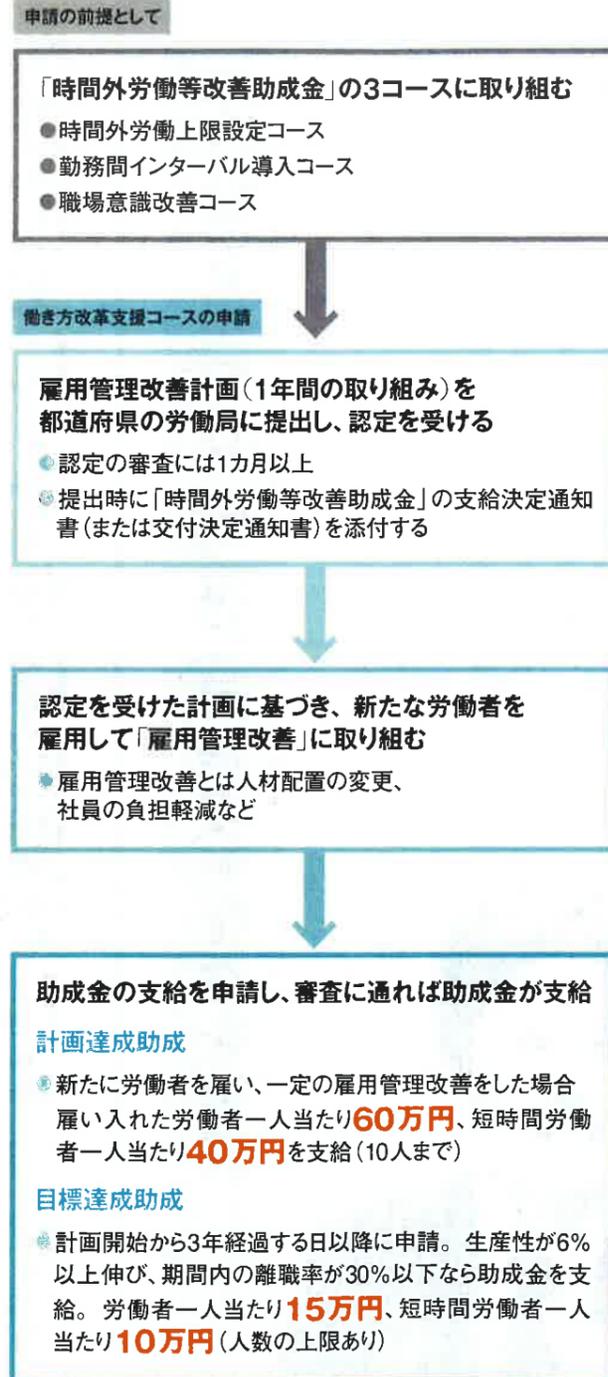
これまで見たように、働き方改革に使えそうな厚労省の助成金はさまざまなものがあります。実は、これらの助成金の財源は

雇用保険の保険料など。人手不足により失業率が低い状態が続いている今は、雇用保険の財政状況が空前の黒字となっています。それが働き方改革の助成金を充実させていると見ることができます。

中小企業経営者は人手不足のマイナス面だけに捉われてはいけません。一方で、働き方改革の助成金のようなチャンスの芽が生まれていることにも目を向けておくべきではないでしょうか。(談)

4月から助成金制度がスタート

「働き方改革支援コース」の助成金を受ける流れ



出所:厚生労働省の資料などを基に編集部作成